

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	東京都文京区教育委員会
指定したモデル地域名	東京都文京区

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 3 月 31 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
文京区	幼稚園 10 園、小学校 20 校、中学校 10 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本区では小学校 20 校のうち 7 校、中学校 10 校のうち 3 校、計 10 校が特別支援学級設置校である。この 10 校において、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するため、本区教育委員会で独自に作成したガイドラインに沿って実施している。交流及び共同学習を行う児童生徒に対する合理的配慮を充実させるため、合理的配慮協力員を各学校に派遣し、交流及び共同学習を実施する際の合理的配慮の内容と時期、基礎的環境整備の在り方について指導・助言を受けている。

本区の特別支援教育に関する特色として次の 4 点を示す。

- ① 巡回相談員を派遣する仕組みがある。各特別支援学級設置校において、区の巡回相談員による児童生徒の行動観察を基に校内委員会で支援内容を検討している。
- ② 専門家チーム派遣事業を設けている。各学校の要請に応じて特別支援教育に関わる専門家を派遣し、課題に対するコンサルテーションを行い、各学校の課題解決を支援している。また、言語療法士・作業療法士派遣事業を設けており、各学校の要請に応じた支援を行っている。
- ③ 発達障害の児童生徒の中には、通級による指導では学習や生活上の困難の改善が難しいと思われる者がおり、自閉症・情緒障害特別支援学級の配置を進めている。通常の学級、通級指導教室及び特別支援学級の役割を分担した重層的な支援体制を確立している。
- ④ 通常の学級に在学する発達障害等の支援が必要な児童生徒に対し、学習支援、個別指導、健康・安全確保等を目的として、平成 26 年度から小・中学校に 1 名ずつ特別支援教育担当指導員（区の非常勤職員）を配置している。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

- ① 特別支援学級設置校の交流及び共同学習の取組について、指導主事を各学校に訪問させ、その取組状況を把握するとともに、ガイドラインに基づいた実践について指導・助言を行った。
- ② 毎月開催される特別支援学級担任連絡会に指導主事が出席し、各学校における交流及び共同学習の実践について報告するとともに成果の普及に努めた。
- ③ 合理的配慮について、各学校の理解を促進するため、インクルーシブ教育システム構築モデル事業協議会を開催した。
- ④ 合理的配慮協力員を特別支援学級設置校に派遣し、次の点を行った。
 - ・ 交流及び共同学習を実施する際の合理的配慮の内容、時期及び提供の方法等について、指導・助言を行った。
 - ・ 教師の指導力向上を図るとともに、合理的配慮を充実させるため、合理的配慮協力員が対象児童生徒のアセスメントを行い、各学校における児童生徒の実態把握状況を確認し、共通理解を深めた。
 - ・ 交流学級における交流及び共同学習の授業を参観し、合理的配慮の検討やその効果検証に当たっての指導・助言を行った。
 - ・ 交流学級担任及び特別支援学級担任相互の連携の在り方、支援体制の整備について、指導・助言を行った。

【モデル地域内における取組】

- ① 特別支援学級設置校における特別支援学級と通常の学級の間での交流及び共同学習を積極的に行うため、各学校での交流及び共同学習の指針として、ガイドラインを作成し、そのガイドラインに基づいた取組を各学校に働き掛けている。
- ② 校内における実施体制としては、交流学級担任と特別支援学級担任との連携を密にし、該当児童生徒の学習の状況やその日の状態を把握した上で交流及び共同学習を実施する体制が作られた。
- ③ 校内における実施体制を工夫し、交流及び共同学習の多様な取組を計画的・組織的に実施するため、交流及び共同学習支援員を区の非常勤職員として、特別支援学級設置校に1名以上配置した。交流及び共同学習を実施する際の教室移動、交流学級での指導補助等を担当させ、児童生徒に必要なサポートを行っている。
- ④ 各教科等における交流及び共同学習を実施するに当たっては、学級の教育課程とは別に個別の指導計画に基づき実施している。

3. 成果及び課題

【成果】

- ① 該当児童生徒の障害特性に応じて、スモールステップによる集団参加により、該当児童生徒のスキルアップが図られ、社会性や集団参加の力が身に付き、交流及び共同学習の内容も充実した。
- ② 交流及び共同学習支援員が手本となるモデルを示したり、教員の指示を分かりやすく伝えたりすることで、交流及び共同学習の場面が増えた。また、支援員の支援が交流学級に在籍する配慮を要する児童生徒の支援にもつながり、交流学級の児童生徒が良いモデルとなることがあり、特別支援学級の児童生徒にも良い影響を与えた。
- ③ 合理的配慮協力員によるアセスメントに基づき、交流及び共同学習を積極的に進めたことにより、通常の学級の児童生徒にとって、特別支援学級の児童生徒が身近に感じられるようになり、特別支援学級の児童生徒の良さを認める発言もあった。
- ④ 策定した交流及び共同学習のガイドラインにおいて、日常の学校生活、学校行事、特別活動、教科の学習等、多様な視点を示し、各学校における交流及び共同学習の推進を図ったところ、特別支援学級の児童生徒が交流学級の児童生徒と同じ学習目標、内容に取り組むことで、互いに達成感や自己肯定感を味わうことができた。

【課題】

- ① 該当児童生徒の障害特性に応じた支援を更に充実させる必要がある。今後は、様々な障害特性に対し、より専門性の高い指導・助言を得られるようにするため、合理的配慮協力員の人数を増やし、個々の障害特性に応じた合理的配慮の在り方を検討する。
- ② 交流及び共同学習を進める効果については、該当児童生徒の変容に注目してきた。しかし、交流学級の児童生徒の変容についても確認する必要がある。今後、アンケートを実施など、効果検証の方法を検討する。